

企画競争説明書

業務名称： フィリピン国山岳及び洪水地域における道路防災
プロジェクト

調達管理番号： 21a00790

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1章8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年12月15日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年12月15日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国山岳及び洪水地域における道路防災プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
- (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年3月～2025年10月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の10%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月目以降）：契約金額の10%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月目以降）：契約金額の10%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月目以降）：契約金額の10%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp 吉田 清志

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程

(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件では、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格

要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年12月24日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。
注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2022年1月5日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年1月21日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから

送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : e-koji@jica.go.jp

件名 : (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

[例 : 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費(航空賃)

b) 旅費(その他:戦争特約保険料)

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）
 - ・ 本邦研修に係る経費
 - ・ 現地再委託に係る経費：道路防災情報システム
（これ以外に再委託で業務を行う場合は本見積に含める）
 - ・ 機材購入に係る経費
（第3章第6条6.の（1）に記載の機材）
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) PHP 1 = 2.25698 円
 - b) US\$ 1 = 113.6030 円
 - c) EUR 1 = 128.1350円
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 5) その他留意事項
特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

（1）評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- A) 業務主任者／道路斜面防災
- B) 道路防災情報マネジメント

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 17.80 人月

（2）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少で

ある場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年2月8日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力

- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーダル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

13 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーダルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーダルの報酬

プロポーダル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーダルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路斜面防災及び道路防災情報マネジメントに係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／道路斜面防災

➤ 道路防災情報マネジメント

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／道路斜面防災）】

- a) 類似業務経験の分野：道路斜面防災に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 道路防災情報マネジメント】

- a) 類似業務経験の分野：道路防災情報マネジメントに係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただ

し、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／道路斜面防災	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：道路防災情報マネジメント	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2022年1月27日（木） 14：00～15：30
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「フィリピン国山岳及び洪水地域における道路防災プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

フィリピンにおける開発方針・計画を定める「10項目の社会経済政策（0+10 Point Economic Agenda）」と「フィリピン開発計画2017-2022（Philippine Development Plan 2017-2022）」において、インフラ開発はフィリピン政府の最優先事項になっている。公共事業道路省（Department of Public Works and Highways : DPWH）は、これらの戦略的インフラストラクチャ政策のもと事業を実施している。その事業方針の中でDPWHは、斜面崩壊、土砂崩れを起こした、また恐れのある国道の復旧・改良により安全で安心な国道を確保し、脆弱性の高い地域への確かなアクセス提供による強靱で持続可能な国土開発を進めている。

フィリピンでは毎年のように台風や地震で、土砂崩れ等の大規模な道路災害が発生し、通行不能になる道路斜面崩壊が多く発生している。発注者は、2019年3月まで実施した技術協力プロジェクト「道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理向上プロジェクト」（TCP III）を通じ、道路斜面保全に関する技術をDPWHに技術移転した。対象とした道路斜面保全技術は、標準的な路面崩壊や落石防止対策を中心とするものであった。しかし、斜面崩壊には様々なケースとそれらに対応するそれぞれの技術がある。より幅広く新たな技術をDPWHに提供することにより、より強固な道路防災管理に結びつけることが強く求められている。

日本国内の道路がおかれた自然条件はフィリピンに似ている中で、地すべりやその他の道路斜面災害の軽減に対する新しい技術を有する我が国は、DPWH技術者にこれらの技術を移転することで、フィリピン国内の道路斜面災害を軽減することが期待されている。また、これらの技術は新設道路建設にも活かされ得る。

更に道路防災において防災情報を適切に管理することは、道路災害に迅速に対応する上で欠かせないものであり、道路利用者に対しても気象情報、道路障害に基づいた通行規制等を随時提供することで、災害に巻き込まれることを防止する上でも重要になる。このように災害情報に基づいて災害対応を効果的に行うための道路防災情報システムの整備が求められている。

このような状況を受けて、今回、地すべり等の斜面对策を含む道路防災管理技術と道路防災情報システムの構築について、技術支援の強い要請があった。

第3条 プロジェクトの概要

1. プロジェクト名

山岳及び洪水地域における道路防災プロジェクト

2. 対象地域

公共事業道路省（DPWH : Department of Public Works and Highways）本部、
リージョン CAR, VII, XI

3. 実施機関

公共事業道路省（DPWH）

4. 受益者

- ①直接受益者：DPWH
- ②最終受益者：フィリピン国民

5. プロジェクト期間 2022年3月から2025年8月（42ヶ月）

6. 上位目標

山岳地域における道路防災管理と道路防災情報システムに係る技術・対策を用いて適切に道路が管理される。

7. プロジェクト目標

山岳地域における道路防災管理と道路防災情報システムに係る技術・対策の DPWH 技術者の能力が向上する。

8. 期待される成果

- 成果1：斜面災害に対する恒久対策工の実施能力が向上する。
- 成果2：斜面災害に対する緊急対応の実施能力が向上する。
- 成果3：道路防災ハザードマップの作成能力が向上する。
- 成果4：道路防災情報システムを用いた道路防災情報マネジメント能力が向上する。

9. 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 活動1-1：対象地域事務所（CAR, VII）において、斜面崩壊と地すべりのパイロット地区を各1地区、合計2パイロット地区を選定する。
- 活動1-2：地形測量と地質調査を実施する。
- 活動1-3：恒久対策工の設計と積算を実施する。

- 活動1-4：環境・社会影響評価を実施する。
- 活動1-5：恒久対策工のパイロットプロジェクトを支援し、関連するOJTを実施する。
- 活動1-6：調査、解析、設計、施工監理に係るセミナーを実施する。
- 活動1-7：調査・解析・計測マニュアルと恒久対策工マニュアルを策定し、TCP IIIの「道路斜面保護マニュアル」を改訂する。

【成果2に係る活動】

- 活動2-1：斜面災害の緊急調査・点検・対策に係る現状、手順、課題をレビューする。
- 活動2-2：斜面災害の緊急調査・点検・対策の方法を改善する。
- 活動2-3：斜面災害の緊急調査・点検・対策に係るセミナーを実施する。
- 活動2-4：斜面災害緊急対応マニュアルを策定する。

【成果3に係る活動】

- 活動3-1：対象地域事務所において、ハザードマップ作成のパイロット道路区間を各1区間選定する。
- 活動3-2：ハザードランクを評価する。
- 活動3-3：道路防災ハザードマップを作成する。
- 活動3-4：道路防災ハザードマップを活動4-4における道路防災情報システムに統合する。
- 活動3-5：将来的な斜面災害調査・対策プロポーザルを策定する。
- 活動3-6：ハザード評価とハザードマップ作成に係るセミナーを実施する。
- 活動3-7：ハザード評価マニュアルとハザードマップ作成ガイドラインを策定する。

【成果4に係る活動】

- 活動4-1：道路防災マネジメントにかかるDPWHの現状、課題を把握する。
- 活動4-2：対象地域事務所から道路防災情報システム構築にかかるパイロット地域を選定し、業務内容等を確認する。
- 活動4-3：道路防災情報マネジメントの方法を分析し、改善計画を作成する。
- 活動4-4：道路防災情報システムのデータベースフレームワークを作成する。
- 活動4-5：データ収集、分析および利活用方法を分析し改善する。
- 活動4-6：道路防災情報システムおよびマニュアルを作成する。
- 活動4-7：道路防災マネジメントのトレーニングを実施する。
- 活動4-8：道路災害監視・予測・提供システム開発のための基本方針を検討しDPWHへの提案を作成する。
- 活動4-9：道路防災情報マネジメントにかかる広域展開セミナーを開催する。

第4条 業務の目的

本業務は、フィリピンの山岳地域の幹線道路における地すべり対策等の斜面对策を含む道路防災管理と道路災害情報システムについて技術移転を行うことにより、防災強化を図りもって幹線道路の安全な交通確保に寄与するもの。

第5条 業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトに係るR/Dに基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するために、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

第6条 実施方針及び留意事項

1. プロジェクトの基本方針

(1) プロジェクトの基本計画

本プロジェクトでは新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けて現地に渡航出来なかったことから、基本計画策定調査を遠隔で先方実施機関と協議、調査活動を行った。従って、プロジェクトの最初の段階で各成果についてベースライン調査を行う過程で、先方と協議の上、PDM及びPOを確定する。その後必要に応じてこの結果に合わせて契約変更を行う。その際には本特記仕様書に示す業務量目途の範囲内で計画を確定することに留意する。

なお、配布する基本計画策定調査報告書内容と本特記仕様書内容が異なる場合、本特記仕様書の内容に従って要員計画を含むワークプランを検討する。

(2) プロジェクトの目的

斜面对策については、2019年まで行われた一連の「道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理能力向上プロジェクト」で技術支援されてきたが、斜面对策にはその場に対応した様々な対策と新たな技術があることから、本プロジェクトでは、地すべりとそれ以外のフィリピン側が対応に悩んでいる箇所をパイロットプロジェクトとして取り上げて技術支援を行う。

これに加えて道路斜面崩壊が発生した際の対応、ハザードマップ作成を含む道路防災管理及び道路防災管理に資する道路防災情報システムについて、山岳道路の強靱化を目的とした技術支援を行う。

2. 案件名

案件名は「山岳及び洪水地域における道路防災プロジェクト」から「山岳地域における道路防災プロジェクト」に変更することになっている。

表紙に記載される案件名を除いて、本特記仕様書内では「山岳地域における道路防災プロジェクト」として表記している。

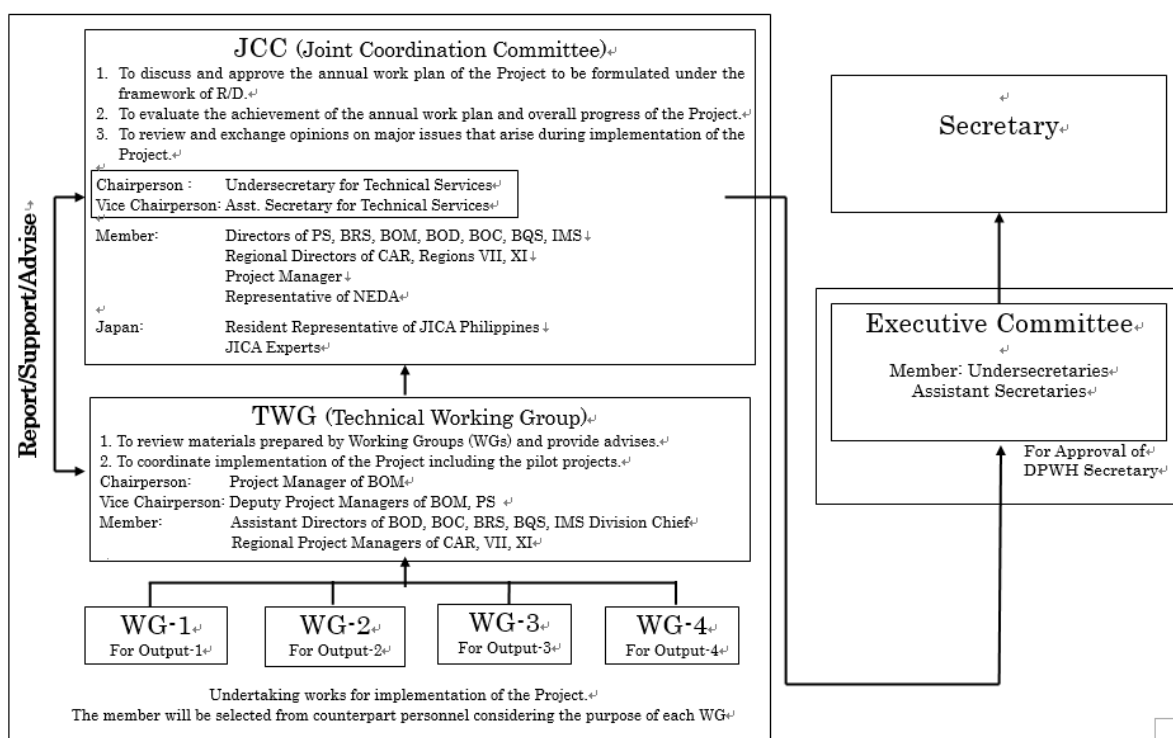
3. プロジェクトの実施体制

DPWHのUndersecretary for Technical ServiceがJCCの議長となる。その他の先方体制は、JCC及びTWGの構成メンバーを含み以下の図のとおり。

また、CAR、VII、XI の3リージョナルオフィスがプロジェクト対象となる。

JCCは少なくとも年1回開催するとしている（半年毎に開催することが望ましい）が、それぞれのJCC開催目的を考えた上で、その開催スケジュールを設定する。

Project Organization Chart¹⁾



4. 過去の技術協力案件と道路アセットマネジメントの知見活用

道路斜面防災については、これまで実施された「道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理能力向上プロジェクトII」及びTCP III、「道路土砂災害危険度の評価・管理計画調査」、「治水・砂防技術力強化プロジェクト中小河川治水事業実施体制改善調査」等の協力実績があり、これらの成果を活かす。

特にTCP IIIでは、マニュアル「Road Slope Protection Manual」¹⁾を作成しているので、これを活かし必要な改訂を行う。

また、本プロジェクトは道路防災プロジェクトであるが、道路アセットマネジメントの一環としてDPWHにおける道路アセットマネジメントに反映させる。またTCP IIIで作成されたデータベースシステムとの連携を図る。

2017年10月に発注者が設立した道路アセットマネジメントプラットフォームにおいて、配付資料のとおり、過去の技術協力案件で作成した技術基準類等を取り纏めているところ、同技術基準類を可能な点については活用し、効率的かつ効果的な技術移転を図る。他国のマニュアル等を本プロジェクトの課題に対応したマニュアルや維持管理計画になるようカスタマイズし、技術移転に活用する。

5. パイロットプロジェクト（斜面对策の恒久対策工）の実施とその安全対策

先方負担により、CAR及びVIIで斜面对策の恒久対策工のパイロットプロジェクトを実施する。その内一つは地すべり対策に絡むものとする。パイロットプロジェクトは技術移転の重要な柱となるが、限られたプロジェクト期間内で完了させることを考慮して計画する。

また、パイロットプロジェクト実施に際して、“The Guidance for the

¹⁾ 「第4章（5）配付資料」を参照

(https://www.jica.go.jp/english/our_work/types_of_assistance/c8h0vm00008zx0m8-att/guidance_en.pdf) を参考にして、フィリピン側が実施する工事中の安全に十分配慮し、必要な助言を行う。

6. 機材供与

(1) 受注者が調達する機材

現時点で、受注者による調達を想定している機材は下表のとおり²。ワークプランを確定する際に見直す。

項目	製品名	数量	単位
地すべり解析ソフトウェア			
1	斜面安定度解析ソフトウェア	1	ライセンス
2	年間メンテナンス	2	年
モニタリング機器（地すべり）			
1	雨量計	1	台
2	地表伸縮計	2	台
	ネットワークコントローラ	1	台
3	孔内傾斜計	1	式
	30m 孔 アルミガイドパイプ	1	式
	25m 孔 アルミガイドパイプ	1	式
4	孔内水位計	1	台
モニタリング機器（斜面崩壊）			
1	雨量計	1	台
2	無線警報システム	1	式
	災害検知送信装置	1	式
	災害検知中継装置	1	式
	災害検知受信装置	1	式

受注者は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」（JICAウェブサイト「調達情報」に掲載）に沿って、これら機材の仕様を定め、調達・輸送する。

プロジェクト実施過程において、フィリピン側との協議の上、追加的な機材調達が必要と判断した場合は、発注者に提案する。発注者にて提案内容・調達要否を検討し、受注者による調達とする場合は、契約変更を行う。

² 表に示す機材以外で、受注者が技術移転を行う際に必要となる一般的な機材があれば提案すること。

(2) 機材の用途・需要者の確認

機材の本邦からの輸出に際しては、輸出貿易管理令等の遵守を要するため、事前に管理責任者、機材の管理・使用体制、設置場所の適切性（セキュリティ等）等を確認する。

7. フィリピン側負担事項に係る予算

フィリピンの会計年度は1月に始まり12月までとなる。2022年度予算については本プロジェクトに係る経費は確保されていない。また、次年度予算は前年の1月～7月に予算編成作業が行われ、4月までに各省内での必要予算が取りまとめられるため、このタイミングに十分配慮して先方が負担すべき事項の予算を計上させる必要がある。

8. 新型コロナウイルス感染症流行の影響

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、日本政府及びフィリピン政府による出入国の制限や航空便の減少といった影響が出ており、本業務の実施にあたっては柔軟性をもって対応することが必要である。発注者及び日本政府及びフィリピン政府が発する新型コロナ対策を尊重して業務を進める。

9. フィリピン側のオーナーシップ確保

技術協力プロジェクトは、全活動を通して、フィリピン側C/Pの能力をいかに向上させるかが重要になる。受注者は、C/P等の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要とする能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫する。特に、フィリピン側が内容を主体的に検討し、将来的には自ら改訂を検討できるような環境作りに努める。

また、プロジェクト成果の発現・定着のためには、マニュアル類の作成に留まらず、フィリピン側関係機関の予算確保に向けた啓発活動や、人材育成・技術定着に向けた体制強化も必要になる。これらの活動について、JCC等を活用し、フィリピン側関係者への働きかけを行う。

なお、DPWHには長期専門家（道路計画・管理）が派遣されており、適宜情報・意見交換を行い、業務を遂行する。

10. プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。発注者はこれら提言について遅滞なく検討し、必要な処置（R/Dの変更に関するフィリピン側C/Pとの協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）を取る。

なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が発注者に事前に相談し、合意を得たうえで、フィリピン側C/Pとの協議結果とともに、R/D変更のためのミニッツ（案）及び添付のPDM、POの変更（案）を作成し、発注者に提出する。

11. 広報

プロジェクトの効果が広く知られることで、より多様なアクターがプロジェクト活動や成果に関与・参画し、プロジェクトのインパクトがより高まることが期待されるため、本プロジェクトの実施にあたっては、各種広報活動を行う。

具体的には、マニュアルの策定やOJTの実施等の各種活動について、メディアを通じて発信し、現地関係者（民間企業を含む）向けのセミナーを積極的に開催することを想定しているが、DPWHをはじめとする実施機関のオフィシャル・サイトや年報等の出版物に活動内容を掲載することも一案である。

また、日本向けには、発注者のウェブサイトにおいてプロジェクトページを作成し、プロジェクトの動きを定期的に発信すること等を想定しているが、「ODA見える化サイト」でも広報を行う。

12. 執務室

R/Dに記載のとおり、フィリピン側が受注者の現地での執務室（机や椅子等の基礎的な備品を含む）を用意する予定である。しかし、2022年度予算にはそのための経費が計上されていないため、執務環境が整っていない場合があり得る。このため、執務環境整備に必要となるプロジェクターやプリンター、パソコン（秘書/補助員用）等について、購入が必要な機材があれば現地で確認の上、契約変更で対応する（プロポーザル提出時点では見積不要とする）。

13. 環境社会配慮

発注者が別途定める「環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）において、本業務は環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されたため、カテゴリCに分類される。

今後、実施途上においても環境や社会への負の影響が生じる事業が計画、実施される見込みはないと考えられるものの、同ガイドラインを参照のうえ、カテゴリB以上に分類されるような状況に至る可能性があれば（特に、パイロットプロジェクト）、速やかに発注者に報告し、C/Pとの協議を行う。

この場合、適宜カテゴリ分類を見直し、業務内容の変更を行うと共に、フィリピンの環境関連法規に基づき必要な措置を講じる。

また斜面对策において環境社会配慮を考慮しなければならない点について整理し、フィリピン側による今後の事業実施の際の留意事項として取りまとめる。

14. 事業完了報告書

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し、実施運営上の工夫や課題・教訓を取り纏める。事業完了報告書案をドラフトした段階でフィリピン側C/Pに説明し、合意を得た上で、JICAフィリピン事務所に提出する。その後、発注者からのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCCで合同レビューを実施し、その結果を踏まえて報告書を修正、確定する。しかし、事業完了報告書案については、業務完了の約3か月前を目途として、余裕をもって提出することが望ましい。

なお、プロジェクト終了時のフィリピンにおける道路アセットマネジメント面での達成度評価についても併せて実施する。達成度評価手法については、発注者が2020年度に実施した「道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査」等にて検討されているが、道路アセットマネジメントプラットフォームにおいて引き続き検討・改善が行われているので、評価時においては、最新の評価

手法を発注者に確認する。この達成度評価を基に、プロジェクト終了後のフィリピンにおける道路アセットマネジメント強化に向けて解決すべき課題を整理し、道路アセットマネジメント定着に向けた今後の支援計画案を取り纏める。

第7条 業務の内容

成果1～4に係る活動

1. ワークプラン案の作成

R/D、要請書や関連資料の確認・分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討し、ワークプランの案を作成し、発注者に共有する。

2. ワークプランの確定

現地業務開始後にワークプラン案をフィリピン側C/P等に説明し、プロジェクトの全体像を共有しつつ、ワークプラン案についての協議を行う。その際、目標値の設定時期（ベースライン調査後等）についてフィリピン側と協議する。一連の協議を経て、必要に応じてワークプランを修正した上でフィリピン側と合意し、ワークプランを一旦確定する。

下記4. のベースライン調査の後、ワークプランを確定し、PDMやPOに修正が入った場合は、ワークプランについても修正が必要となるため、C/Pと協議を行った上で、本格活動実施フェーズの開始時に修正版ワークプランを確定する。

3. C/P 職員の選任

主副プロジェクト・マネージャー等の配置については、上述第6条 3. の図に示す通り合意しているが、本プロジェクト開始時までC/Pが選任されていない場合は、速やかに選任される様、受注者からフィリピン側に働きかけを行う。更に、各種活動を実施するにあたり、テクニカルワーキンググループを開催する等、活動の実施に必要な体制を検討し、フィリピン側と必要なメンバーの選任に係る協議を行う。

4. ベースライン調査の実施

DPWHの当該分野の人材とその育成体制の現状に係る具体的なレビューを行い、その結果（課題分析や仮説設定を含む）をまとめる。その中では、C/Pとの意見交換や既存資料の分析だけでなく、現況把握を目的に、主要国道の特定路線において道路の現況調査を実施する。更に、ベースライン調査においては、C/P等における当該分野の実施状況レビューだけでなく、フィリピンの当該分野の民間企業の技術レベル、関連機材・機器の保有状況等についても確認し、本プロジェクトの技術移転の対象に民間企業も一部含める必要性についても検討する。

ベースライン調査の結果を踏まえ、PDMやPOの修正の必要性を検討するとともに、PDM上の指標数値の検討を行い、フィリピン側C/Pと協議を行う。同協議結果を踏まえPDMやPOを最終化する。

5. JCC 等の開催

上述第6条 3. のとおり、フィリピン側C/P機関が主体となって、少なくとも1年に1回の開催頻度（半年に1回が望ましい）を目途にJCCを実施する³。JCCで協議される事項は以下のとおりである。

- ・PDMに基づき、ワークプランについて議論し承認する。
- ・全体の進捗をレビューしたうえでモニタリングと評価を実施し、必要に応じてPOや計画を修正する。
- ・プロジェクト実施にあたってのその他の重要な問題について議論する。

本業務の業務従事者は、JCCに参加すると共に、C/Pと協力して会議資料等の作成を行う。

プロジェクトの重要事項の細部について実務レベルの議論、検討や進捗管理等を行うTWG（Technical Working Group）についても、C/Pと運営を行う。

6. 気候変動対策

フィリピンのNDC（国が決定する貢献）との整合性を確認し、「気候変動対策支援ツール」、フィリピン国大気地球物理天文局（PASAGA）の気候変動報告書（2018）等を参考に、本プロジェクト開始後、先方政府とともに、対象地域の気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、現在検討されている防災対策に追加的な気候変動への適応オプションを検討する。

7. モニタリングの実施

本プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めたMonitoring Sheet（発注者の指定様式有。配付資料「技術協力プロジェクトにおける進捗管理」参照）を基に、日常的な事業モニタリングを行う。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。

受注者は、6ヵ月に1度を目途に、JCC等での議論もふまえながらC/P機関と共同でMonitoring Sheetを作成し、C/Pの承認を得た上で、JICAフィリピン事務所及び監督職員に提出する。詳細については配付資料を参照。

また、モニタリング実施にあたっては、プロジェクト終了時に作成される事業完了報告書やその後の事後評価も見据えて、必要と判断される場合にはPDMの変更について発注者に事前に提案・協議を行った上で、フィリピン側とPDM変更について協議する。

8. 本邦研修の実施

技術移転の一環として、プロジェクト目標及び成果達成に資する本邦研修を、以下のとおり実施することを想定している。

- ・実施回数：計3回（1年に1回、2023年度以降の実施を想定）
- ・参加者数：1回あたり約8名
- ・研修日数：1回あたり17日間程度（フィリピン日本の往復日数を含む）

³ プロポーザルで開催頻度、開催に際しての留意事項を提案すること。

本邦研修は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」に基づき実施する。同ガイドラインに記載の「受入業務」「監理業務」「実施業務」のうち、「受入業務」「監理業務」は発注者が行い、受注者は「実施業務」を行う。主な業務は以下のとおり⁴。

- ① 研修カリキュラムの策定
- ② 研修受入先選定、内諾取付け
- ③ 研修員が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取付支援
- ④ 研修受入先との日程及び研修内容の調整
- ⑤ 研修の実施（経費精算を含む）
- ⑥ 研修成果の業務への活用促進

研修実施にあたっては、研修詳細計画書を作成し、打合簿にて確認する。

9. 事業完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し、実施運営上の工夫や課題・教訓を取り纏める。事業完了報告書案をドラフトした段階でフィリピン側に説明し、合意を得た上で、JICAフィリピン事務所に提出する。その後、発注者からのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCCで合同レビューを実施し、その結果を踏まえて報告書案を修正、確定する。

事業完了報告書案については、業務完了の約3か月前を目途として、余裕をもって提出することが望ましい。

成果1：「斜面災害に対する恒久対策工の実施能力が向上する。」に関する活動

1-1: 対象地域事務所において、斜面崩壊と地すべりのパイロット地区を各1地区選定する

CAR・VII地域事務所から、斜面崩壊と地すべりのパイロット地区を1地区ずつ選定する（CAR地域事務所では斜面崩壊をパイロット地区とした場合は、VII地域事務所では地すべりをパイロット地区として選定する。もしくはその逆。）。選定にあたっては、過去の災害履歴やDPWHの要望、技術移転としての汎用性、規模の妥当性等を十分に考慮し、合わせて「JICA環境・社会配慮ガイドライン（2010年4月）」にある環境・社会に係る負のインパクトが可能な限り小さくなることを考慮して、パイロットプロジェクトを決定する。

1-2: 地形測量と地質調査を実施する

CAR・VII地域事務所から選定された斜面崩壊と地すべりのパイロット各地区において、測量と調査の計画を立案した上で、対策工設計に向けた地形測量（平板測量、縦横断測量）、地質調査（ボーリング調査、原位置試験、物理探査、室内試験等）、モニタリング計測（雨量計、地表変位、地下変位、地下水位等）を実施する。なお、地形測量、地質調査、モニタリング計測及び機器設置は、フィリピン側

⁴ プロジェクト目標及び成果達成に必要なと思われる研修先、研修内容、時期、期間等をプロポーザルで提案し、上記ガイドラインをよく参照した上で、必要な経費を見積書（別見積）に計上すること（第1章8.の（6）見積書に記載のとおり）。内容詳細については、本プロジェクト開始後フィリピン側、発注者と協議の上、一部変更することを可とする。

の負担事項として実施されることから、受注者はそれに対する技術支援を行う。なお、モニタリング機器は「第6条 6. 機材供与」に記載のとおり受注者実施の調達により供与する。

1-3: 恒久対策工の設計と積算を実施する

CAR・VII地域事務所から選定された斜面崩壊と地すべりのパイロット各地区において、活動1-2の地形測量と地質調査結果から、恒久対策工を立案する。立案に際し、本邦の各種対策技術の効果・メリット・デメリット等をC/Pに十分説明し理解を得た上で、C/Pと協議し工法を決定する。決定した工法において設計と積算を行うとともに、フィリピン側の負担事項となる本パイロット工事の予算申請を速やかかつ確実に実施できるよう、単価調査（労務、建設資機材等）及び技術仕様書作成等を支援する。

1-4: 環境・社会影響評価を実施する

斜面崩壊と地すべりのパイロット各地区において、環境・社会影響評価を実施する。基本計画策定調査の時点ではカテゴリCに該当としているが、実際の影響評価を踏まえて、環境・社会に係る負のインパクトが可能な限り小さくなるよう対策案を検討する。

1-5: 恒久対策工のパイロットプロジェクトを支援し、関連するOJTを実施する

対策の緊急性や効果、C/P側要望、工期・要員投入等を考慮して、対策工事のパイロットプロジェクトの実施を支援する。施工内容はC/Pとも十分に協議・説明の上で決定する。工事契約はDPWHが実施するが、フィリピンで初めての総合的な対策工となる可能性が高いことから、調達や機材管理等を含めて施工監理をOJTにより技術指導する。また施工完了後は、構造物の維持管理や点検等の簡易なチェック項目を示すことで、プロジェクト終了後もC/Pが維持管理を実施できるように留意する。

1-6: 調査、解析、設計、施工監理に係るセミナーを実施する

活動1-1～1-5と合わせて、調査、解析、設計、施工監理等に関連する技術移転セミナーをC/P等に対して適宜、実施する。調査や施工監理等におけるセミナーは座学に加えて、現場でのトレーニングも含める。

1-7: 調査・解析・計測マニュアルと恒久対策工マニュアルを策定し、TCP IIIの「道路斜面保護マニュアル」を改訂する

活動1-1～1-5と合わせて、調査・解析・計測マニュアルと恒久対策工マニュアルを作成する。調査・解析・計測マニュアルは対象地域事務所の主にPlanning and Design Divisionを対象とし、恒久対策工マニュアルは主にConstruction DivisionやMaintenance Divisionを対象とする。また、必要に応じてTCP IIIの「道路斜面保護マニュアル」に地すべりや斜面崩壊に係る必要事項を加筆し改訂することを検討する。

成果2：「斜面災害に対する緊急対応の実施能力が向上する。」に関する活動

2-1: 斜面災害の緊急調査・点検・対策に係る現状、手順、課題をレビューする

現在C/Pが実施している、斜面災害発生時の緊急調査・点検・対策の現状（方針や

手順) をレビューし、課題を整理することで、改善点を検討する。なお、成果2では特定のパイロット箇所を最初から特定することは出来ないので、対象地域事務所で雨季等において発生した斜面災害を対象に随時対応する。

2-2: 斜面災害の緊急調査・点検・対策の方法を改善する

活動2-1で整理・検討した課題と改善点に基づいて、斜面災害の緊急調査・点検・対策の実施方法の改善案を提案する。改善にあたっては本邦技術を十分に踏まえた上で、地質学的・地盤工学的観点から効果的・効率的な応急対応ができるように技術移転を行う。

2-3: 斜面災害の緊急調査・点検・対策に係るセミナーを実施する

活動2-2の実施に伴い、緊急調査・点検・対策等に関連する技術移転セミナーをC/P等に対して適宜、実施する。セミナーは座学に加えて、現場でのトレーニングも含める。

2-4: 斜面災害緊急対応マニュアルを策定する

活動2-1～2-2と合わせて、斜面災害緊急対応マニュアルを作成する。マニュアルは地域事務所の現場技術者が理解し実践しやすくなるように十分に工夫するとともに、各対応の根拠や考え方などを記載することで、地質学・地盤工学に精通していない技術者にも内容を理解できるようにする。

成果3：「道路防災ハザードマップの作成能力が向上する」に関する活動

3-1: 対象地域事務所において、ハザードマップ作成のパイロット道路区間を各1区間選定する

CAR・VII・XI地域事務所から道路防災ハザードマップを作成するパイロット道路区間をそれぞれ1区間選定する。選定にあたっては、過去の災害履歴やDPWHの要望、道路の重要性、対象災害種等を十分に考慮する。

3-2: ハザードランクを評価する

選定したパイロット道路区間において、道路に影響を与える可能性のある斜面災害地点を特定し、各斜面災害に対してハザードランクを評価する。評価にあたっては、評価技術者によるばらつきがでないよう簡易的なチェックリストなどを作成し客観的かつ定量的に判断できるようにする。また、ハザード評価の方法と結果については、DPWHの現状の道路斜面管理ツール「Road Slope Management」への適用を考慮し、同ツールの改定ならびに活動4-4における道路防災情報システムへの統合について検討する。

3-3: 道路防災ハザードマップを作成する

選定したパイロット道路区間において、活動3-2の評価結果から道路防災ハザードマップを作成する。ハザードマップには評価結果に加えて、現地写真や災害履歴、対策工などの属性情報も関連づけて表示できるようにする。なお、本ハザードマップでは数値地形モデル(DTM)等を用いた影響範囲のシミュレーション等は想定していない。

3-4: 道路防災ハザードマップを活動4-4における道路防災情報システムに統合する

活動3-3における道路防災ハザードマップを、活動4-4における道路防災情報システムに統合する。統合するにあたり、成果4のシステムの計画段階からC/Pとも十分に協議を行い、C/P側に使い勝手の良いものとする。

3-5: 将来的な斜面災害調査・対策プロポーザルを策定する

活動3-3の評価結果から、各斜面災害に対して実施すべき調査や対策工法についてとりまとめる。これらの調査や対策は、発注者や他の国際ドナー等による将来的なプロジェクトで実施できることを想定して、対策プロポーザルとして作成する。また、空中電磁気探査など新技術の適用についても検証し、必要に応じてこの対策プロポーザルに盛り込む。

3-6: ハザード評価とハザードマップ作成に係るセミナーを実施する

活動3-1～3-5と合わせて、ハザード評価とハザードマップ作成方法等に関連する技術移転セミナーをC/P等に対して適宜、実施する。ハザード評価等におけるセミナーは、座学に加えて現場でのトレーニングも含める。

3-7: ハザード評価マニュアルとハザードマップ作成ガイドラインを策定する

活動3-1～3-5と合わせて、ハザード評価マニュアルとハザードマップ作成ガイドラインを作成する。ハザード評価マニュアルは対象地域事務所の現場技術者を対象とし、点検方法や評価の考え方などを整理する。また、ハザードマップ作成ガイドラインは成果4も含めマップ作成担当者やシステム管理者を対象とし、マップ作成方法やデータの追加・編集方法等を記載する。

成果4: 「道路防災情報システムを用いた道路防災情報マネジメント能力が向上する。」に関する活動

4-1: 道路防災マネジメントにかかるDPWHの現状、課題を把握する

DPWHが実施する道路防災マネジメントは、災害の事前・事後対策としての斜面災害の恒久対策工の計画と実施、斜面災害発生時の緊急対応など多岐に亘っており、また多くの関係機関、部署との情報連携が必要とされる。道路防災マネジメント全体を把握するとともに、意思決定の手順、関係機関との連携の内容などの現状を確認し、特に情報連携にかかる課題を把握する。

4-2: 対象地域事務所から道路防災情報システム構築にかかるパイロット地域を選定し、業務内容を確認する

道路防災情報システムの構築にあたって、システムの設計、データベースフレームワークの検討、テスト運用などを実施するパイロット地域をCAR・VII・XI地域事務所からそれぞれ選定し、現行の業務内容を確認する。一方、道路防災情報システムは、全地域の業務に適用されるものとして構築することに留意する。

4-3: 道路防災情報マネジメントの方法を分析し、改善計画を作成する

道路防災情報システムが、道路防災マネジメント業務で十分に活用されるためには、情報システムと業務マネジメントの関係性を明確に示すことが重要となる。そ

のためには、改善計画において道路防災情報システムおよびその情報の利用方法について、明確に位置付けることが重要となる。また、改善計画の作成にあたっては、プロジェクト実施時のDPWHの実態にあった計画をカウンターパートとの議論をもとに検討し、プロジェクトを通じて継続的な改善が期待できるような活動とすることに留意する。

4-4: 道路防災情報システムのデータベースフレームワークを作成する

道路防災マネジメントにかかる業務の各々の意思決定の段階で取り扱う情報について、入手方法、利用方法、保存の方法などについて確認し、持続的に利用、更新が可能となるデータベースを設計するためのフレームワークを作成する。その際にはDPWHの外部から入手可能な情報についても業務での有用性を確認し、データベースへの統合の方法について検討する。

4-5: データ収集、分析および利活用方法を分析し改善する

DPWHが実施している道路防災マネジメントは、DPWH内の複数のセクション、地域事務所のほか、外部の機関との連携、情報の受発信が頻繁に行われる。本プロジェクトを通じて検討される業務分析およびその改善が、それらの関係部署、機関との間の連携に与える影響について十分に検討することが必要である。また、関係部署、機関との情報の連携の在り方についても確認し、新規に開発される道路防災情報システムを用いた情報連携の Protokol について相互に確認する。

4-6: 道路防災情報システムおよびマニュアルを作成する

道路防災情報システムを作成する際には、将来的な機能改良、拡張が可能となるようなシステム、およびそのための運用方法、支援体制などをあらかじめ検討することが望ましい。道路防災情報システムの利用者は、DPWHの複数の部署に跨ることから、システム管理を担当するセクションを明確に決定する必要がある。また、システム運用時のメンテナンスの必要性について確認し、システムおよびデータベースの専門家の配置、外部からの雇用などの必要性について検討する必要がある。さらに、プロジェクト完了後の継続的なシステム保守と改良のあり方とそれに必要な予算措置なども同時に検討する必要がある。なお、本業務には現地企業への再委託による作業を含む。想定しているシステム内容は以下のとおり。

1	機能概要	<ul style="list-style-type: none"> - ダッシュボード - データベース管理 - データ入力/出力 - ユーザー管理 - データ分析 - DPWH の既存システムとの連携 - 外部システムとの連携 - ベースマップ表示 - データ収集用スマートフォンアプリケーション - スマートフォンデータとのデータ統合 など
2	主なユーザー	<ul style="list-style-type: none"> - DPWH 本局、Regional Office, District Engineer Office

3	プログラム言語	- DPWH の IT ポリシーに従う (Java, Php, など)
4	モード	- Web (クラウド)
5	使用データ	- 道路災害マネジメントにかかるデータ (道路インベントリー、点検、通行止め、ハザードマップ、災害対策工事計画、災害履歴、土地利用、人口分布 等) - スマートフォンアプリケーションで収集する道路災害現場のデータ (道路災害状況、写真、位置情報 等) ※データベースフレームワークおよびデータ定義は、本再託業務の発注者より提供する
6	セキュリティレベル	- DPWH の IT ポリシーに従う
7	システム開発期間および保証期間	- システム開発：約 6 か月 - トライアル利用期間：2 年 - システムメンテナンス/サポート：ハンドオーバーから 1 年

4-7: 道路防災情報マネジメントのトレーニングを実施する

道路防災情報システムを用いた道路防災情報マネジメントのトレーニングを実施する。トレーニング計画を作成し、対象となる業務における道路防災情報システムの利用の目的、利活用方法などを明確にしたトレーニングとする。

4-8: 道路災害監視・予測・提供システム開発のための基本方針を検討しDPWHへの提案を作成する

道路防災情報システムの将来的な拡張性について検討し、道路災害の監視、予測にもとづく事前対策、遠隔管理、広域情報提供システムといった大規模ネットワークシステムの実現のための全体システムのアーキテクチャの設計、モニタリングおよび情報提供機器とのネットワーク構築、システムの常時監視体制の構築などにかかる課題を整理し、長期的な開発方針として提案にまとめる。

4-9: 道路防災情報マネジメントにかかる広域展開セミナーを開催する

道路防災情報マネジメントは、DPWH内の関係部署に限らず、他機関や地方自治体などの協力が不可欠であることから、本プロジェクトの成果を広域の関係機関へ展開するためのセミナーを開催する。

第 8 条 報告書等

1. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、事業完了報告書 (PC/R) の提出期限を2025年9月30日とする。業務計画書を除く報告書等については、C/Pや長期専門家と内容を協議の上、作成を行う。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書等	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文3部 データ

ワークプラン	業務開始から約2か月後	英文3部 データ
Monitoring Sheet (全7回)	2022年6月 2022年12月 2023年6月 2023年12月 2024年6月 2024年12月 2025年6月	英文2部 データ
ト事業完了報告書 (PC/R) ※下記「(2)技術協力作成資料」を添付して提出	業務終了時 (PC/R案は最終JCC開催の1か月前を目途として提出する。可能であれば業務完了の3か月程度前を目途として提出するのが望ましい。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 和文5部 ● 英文10部 ● 和文要約5部 ● CD-R 和文・英文 各5枚

- (1) 事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R等）の仕様については、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- (2) 各報告書の記載項目（案）は、監督職員と業務主任者にて協議、確認する。
- (3) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用して読みやすいものとする。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保できるよう留意する。各報告書が分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫する。また、結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいはその検討過程に関する記述・導出法を明記する。

2. 技術協力作成資料

業務を通じて作成されたマニュアル等の資料をプロジェクト事業完了報告書に添付して提出する。

3. コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に報告する。なお、フィリピン側と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 当月の進捗、翌月の計画、当面の課題（2ページ程度）
- (2) 活動に関する写真（1ページ程度）
- (3) 業務従事者の従事計画／実績表
- (4) 貸与物品リスト

以 上

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本プロジェクトのR/Dで合意された協力期間は42ヶ月間であるが、本業務については、事前準備・事後整理期間を加味し、2022年3月の契約締結から2025年10月の履行期間終了までの約44ヶ月間を、一括の複数年度業務実施契約にて実施する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 90.00 人月（現地：82.80人月、国内7.20人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- 1 業務主任者／道路斜面防災（1号）
- 2 道路防災情報マネジメント（3号）
- 3 斜面災害調査／解析
- 4 斜面对策工
- 5 積算／入札管理
- 6 施工監理
- 7 環境社会配慮
- 8 道路災害緊急調査
- 9 道路災害緊急対策
- 10 道路ハザード評価
- 11 ハザードマッピング
- 12 道路防災情報システム
- 13 道路データベース
- 14 評価／研修管理

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。本件再委託分は別見積として計上すること（第1章7.の(6)のとおり）。

- 道路防災情報システム（成果4の4-6に係る業務の内、現地再委託が妥当と判断されるもの）

その他に現地再委託にて実施することが効率的、経済的と考える作業項目がある場合、理由を付してプロポーザルで提案し、必要経費を見積書（本見積）に計上すること。

なお、現地再委託にあっては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(4) フィリピン側の便宜供与

便宜供与の詳細は本プロジェクトに係る基本計画策定調査報告書に記載のとおりであるが、現在のところ以下がフィリピン側によって準備される予定である。

カウンターパート配置、専門家執務スペース提供、パイロット事業（施工費用、地形測量、地質調査、モニタリング計測及び機器設置）、機器輸入時の税金

(5) 配付資料

- ① 本プロジェクトの要請書
- ② 本プロジェクトのR/D案
- ③ 基本計画策定調査報告書
- ④ 技術協力プロジェクトにおける進捗管理（2019年4月2日）
- ⑤ Road Slope Protection Manual
- ⑥ 道路アセットマネジメントに係る各国技術基準一覧
- ⑦ 道路・橋梁維持管理データベースシステム操作手順マニュアル

(6) 公開資料

本業務に関する以下の案件資料が、JICA 図書館等のウェブサイトで公開されています。

- ① フィリピン国道路土砂災害危険度の評価・管理計画調査最終報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/11856374.pdf>
- ② フィリピン国道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクト終了時評価調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12015129.pdf>
- ③ フィリピン国道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクトフェーズⅡ終了時評価調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12232138.pdf>
- ④ フィリピン国道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクトフェーズⅢ事業完了報告書と文サマリー
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12340048.pdf>
- ⑤ The project for improvement of quality management for highway and bridge construction and maintenance, phase III : final report
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12340055_01.pdf
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12340055_02.pdf
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12340055_03.pdf
- ⑥ フィリピン共和国 道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理向上プロジェクトフェーズⅢ 詳細計画策定調査報告書
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12248076_01.pdf
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12248076_02.pdf
- ⑦ フィリピン国 治水・砂防技術力強化プロジェクト中小河川治水事業実施体制改善調査主報告書 要約
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/11775657.pdf>
- ⑧ The study on flood control project implementation system for principal rivers in the Philippines under the project for enhancement of capabilities in flood control and sabo engineering of the Department of Public Works and Highways : main report

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/11775673.pdf>

⑨ 気候変動対策支援ツール

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

⑩ 道路アセットマネジメントプラットフォーム

(RAMP: Road Asset Management Platform) ウェブサイト

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/ramp/index.html>

⑪ 全世界 道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査報告書 (2020年9月)

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12341236_01.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12341236_02.pdf

⑫ 気候変動対策支援ツール

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

(7) 資機材の調達

受注者が技術移転を行う際に必要となる資機材（第3章第6条6.の(1)に記載の機材）については、プロポーザルにて提案し、必要経費は別見積にて計上すること（第1章8.の(6)に記載のとおり）。なお少額の資機材については消耗品（消耗品の定義は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照）として調達することを可とする。なお、機材調達は現地調達を原則とするが、本邦技術等、現地調達が困難な場合、本邦調達を検討する。

機材の本邦からの輸出に際しては、輸出貿易管理令等の遵守を要するため、事前に管理責任者、機材の管理・使用体制、設置場所の適切性（セキュリティ等）等を確認すること。

(8) その他留意事項

① R/Dの署名時期

本事業のR/Dは2021年12月中に締結されることが見込まれているが、公示日時点では未締結である。

② 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

③ コンプライアンスの確保

本業務を実施するにあたり、不正行為の防止のためのコンプライアンス確保の体制について、提案があればプロポーザルにて記載すること。

④ 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。また同国の治安状況については、JICAフィリピン事務所や在フィリピン日本大使館などにおいて十分な情報収集を行

うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

ミンダナオ島のリージョンXIは、事務所が定める所定の安全管理を行うことが求められていることから、最新の安全管理に係る情報を確認して、これを順守して活動する。

⑤不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、発注者が別途定める「JICA不正腐敗防止ガイダンス」（2014年10月）の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

⑥道路防災情報システムに関する著作権

本プロジェクトにおいて開発する道路防災情報システムの著作権は、発注者に帰属（ただし、受注者が従前より権利を有する著作権及びノウハウは除く）するとともに、受注者はいかなる場合においても著作者人格権を主張しないこととする。

また本システムは、DPWHが公共の目的に活用する場合において、無償の利用承諾及び必要に応じた改変等も認めることとする。

以上